○外国投資家による投資等に関する情報提供窓口

安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化する中、政府全体として、経済安全保障の取組を強化していくことが必要となっています。外国為替及び外国貿易法（外為法）では、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術などが流出することなどを防ぐため、外国投資家が一定の事業を営む日本の企業に対して一定の投資を行う場合に事前届出を求め、国の安全等の観点から審査を行っています。

制度の概要

外為法に基づき、①外国投資家（非居住者である個人、外国の会社、これらの者から50%以上出資を受けている本邦の会社等）が、②国の安全等の観点から指定される事前届出の必要な業種を営む企業に対して、③投資等を行う場合、外国投資家は財務大臣及び事業所管大臣あてに事前届出を行う必要（注１）があります。

事前届出が必要な場合の例

- ①外国に在住する個人投資家が、②輸出規制の対象（注２）となる先端材料や防衛装備品の部品を製造する日本の非上場会社に対して、③１株（端株も含む）以上の株式取得を行う場合
- ①外国法人が、②ソフトウェアを開発する日本の企業に対して、③外国法人の関係者を役員として就任させることについて株主総会において同意する場合

（注１）一定の条件を満たす外国投資家について、役員に就任しない、非公開の技術関連情報にアクセスしないなどの一定の基準を遵守する場合には、事前届出免除制度の利用が可能となる場合があります。なお、その場合は事後報告書を提出する必要があります。
（注２）輸出に際し経済産業大臣の承認等が必要となる軍事転用可能な汎用貨物（輸出貿易管理令別表第一に掲げる貨物）。

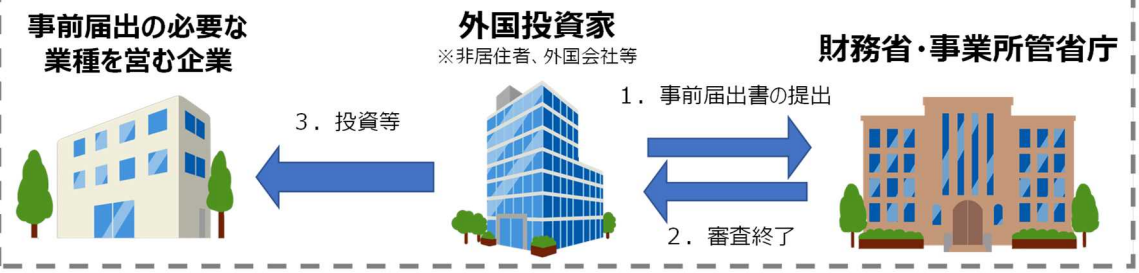

外国の会社や非居住者による株式の取得等に関する事前届出・事後報告の違反が疑われる事案などがありましたら、下記の情報提供窓口にご連絡ください。

受付方法

（１）郵　送：〒980-8436 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎
　　東北財務局理財部理財課
（２）メール：fefta-info@th.lfb-mof.go.jp

留意事項

（１）外為法に基づく外国投資家（外為法第２６条第１項）による対内直接投資等又は特定取得に関する全ての情報提供を受け付けています。
（２）外国の会社や非居住者による本邦会社の株式の取得等に関する事前届出・事後報告義務の違反、事前届出免除制度を利用した場合の免除基準遵守義務の違反が疑われる事案に関する情報等、外為法に基づく対内直接投資等及び特定取得に係る手続の違反に関する情報は、当窓口宛にご連絡ください。
（３）情報提供にあたっては、関係する本邦の会社名、違反が疑われる外国の会社等の名称、疑われる義務違反の内容等、出来る限り具体的に記載してください。
（４）提供いただいた情報については、必要に応じて、財務省（国際局調査課投資企画審査室）に回付し、同室による各種調査や、対内直接投資等及び特定取得に係る手続違反等のモニタリングのために利用させていただきます。また、内容に応じ、同室より、目的の範囲内で関係する事業所管省庁等に回付させていただく場合があります。
（５）提供者本人のお名前などの個人情報や情報内容は、国家公務員法、個人情報の保護に関する法律等により守られます。情報提供にあたっては、提供者の氏名・連絡先等の記載は任意であり、匿名での情報提供も可能です。
（６）情報提供にあたり、提供いただいた各種書類は返却しませんので、予めご了承ください。資料提供の際は、原本ではなく写しを送付してください。
（７）提供いただいた情報に関する調査等の実施の有無や経過、結果等についてのお問い合わせに応じることはできませんので、予めご了承ください。